令和８年５月１日
島根県高齢者福祉課

介護職員等処遇改善加算に係る体制届の提出について（令和８年６月改定対応）

令和８年６月の介護職員等処遇改善加算の算定に係る体制届の提出について、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。届出漏れのないようお願いいたします。

１　処遇改善加算既存サービス

（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

① 既存の届出内容が「加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「加算Ⅰイ」とみなします。
② 既存の届出が「加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「加算Ⅱイ」とみなします。

算定開始または上記①②以外の区分変更の場合は、必ず体制届を提出してください。
届出が必要な場合の例：「加算Ⅰ」→「加算Ⅰロ」、　「加算Ⅱ」→「加算Ⅰイ」、
「加算Ⅱ」→「加算Ⅱロ」、　「加算Ⅲ」→「加算Ⅱイ」　など

提出期限：居宅系サービス　令和８年５月１５日（金）
施設系サービス　令和８年６月　１日（月）

２　処遇改善加算新設サービス

〔（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション〕

算定を開始する場合は必ず体制届を提出してください。

提出期限：①（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション以外のサービスで処遇改善加算を算定している事業者
令和８年５月１５日（金）
②（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーションのみを運営している事業者
令和８年６月１５日（月）